

第 I 期通産政策史基礎資料（1945～1979 年）の作成方法等について

I. 各資料の出典等について

1. 政策史年表

- ・政策史年表は、通商産業省編『通商産業省 30 年誌』（財団法人通商産業調査会、1979 年）、および、通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史（第 I 期）』第 16 巻「統計・年表編」（財団法人通商産業調査会、1992 年）から作成した。表中、『通商産業省 30 年誌』を出典とする項目には末尾に（1）、『通商産業政策史』第 16 巻「統計・年表編」を出典とする項目には末尾に（2）、双方に記載のある項目は記載内容を合体した上で末尾に（1）（2）の番号を付した。

『通商産業政策史』第 16 巻の主要参考文献は末尾の（別表 1）のとおりである。

- ・年表の形式は、『通商産業政策史』第 16 巻年表編の形式に準じたものとした。『通商産業省 30 年誌』の採録項目は 4 分類（A. 産業政策・産業事情、B. 通商政策・通商事情、C. 国内関係、D. 海外関係）であるため、これを『通商産業政策史』第 16 巻の 6 分類（A.産業政策、B.産業動向、C.国内一般、D.通商政策、E. 通商動向、F.海外一般）に合わせるための編集は経済産業研究所が行った。

6 分類の主な内容は、次のとおりである。

- A. 通商産業省（以下「通産省」。軍需省・商工省を含む）が立案・実施した政策（D に属するものを除く）、通産省以外の行政機関・政党・連合軍総司令部（占領期）が通産省の所管産業に対して立案・実施した政策、通産省関係行政機構の設置・改廃、通産省関係審議会・調査会などの動き、通産省が関係した条約・協定・国際会議など、以上の事項に関する国会・帝国議会の決議・質疑など、その他通産省関係の事項。
- B. 通産省所管産業の動向（E に属するものを除く）、通産省所管産業に属する企業・団体の動き、通産省所管以外の産業・企業・団体などの特に目立った動き（原則として金融・証券関係を除く）。なお、国公立試験所・研究所などにおける発明・発見なども便宜上この欄に含めた。
- C. A ,B 以外の国内の動き（経済・政治・社会・文化など）。
- D. 貿易政策、その他の通商政策、経済協力政策、賠償問題。
- E. 産業・企業・団体などの通商動向、外国・国際機関の日本に対する通商政策、円相場の動き。
- F. 海外の経済・政治・社会・文化などの動き。

2. 法令年表

- ・法令年表は、財団法人通商産業調査会・通商産業政策史研究所編集および発行『通

商産業政策史・法令年表（昭和 20 年 8 月～昭和 60 年 12 月）』（1999 年）に拠っており、同年表が典拠とした資料は、『法令全書』および『官報』である。

3. 組織図

- ・通商産業省・通商産業政策史編纂委員会編『通商産業政策史（第 I 期）』第 17 卷「資料・索引編」（財団法人通商産業調査会、1994 年）220～235 ページ記載の機構図を PDF にして掲載した。

II. 凡例

1. 政策史年表（『通商産業政策史』第 16 巻年表編の凡例から関係部分を記載）

- (1) 年代表示は原則として西暦年を用い、必要に応じて日本年号を（ ）内に併記した。
- (2) 人名の敬称は全て省略した。
- (3) 外国人名、国名、地名及び国際機関の表示などの表示は、慣用にならった。
- (4) 国名の一部は、原則として下記のとおり略記した。

日本・・・・・・・・日	ソ連・・・・・・・・ソ
アメリカ・・・・・・・・米	ロシア・・・・・・・・ロ
イギリス・・・・・・・・英	台湾・・・・・・・・台
イタリア・・・・・・・・伊	中国・・・・・・・・中
インド・・・・・・・・印	東ドイツ・・・・・・・・東独
オーストラリア・・豪	西ドイツ・・・・・・・・西独
カナダ・・・・・・・・加	ドイツ・・・・・・・・独
韓国・・・・・・・・韓	フランス・・・・・・・・仏
北朝鮮・・・・・・・・朝	

- (5) 法令、行政機関、企業、国際機関などの名称のうち、採録回数の多いものについては、原則として初出のみフルネームとし、以降は略語を用いた。また、株式会社、財団法人などは、(株)、(財) などと表示した。

略語の例は、以下のとおりである。

ア大統領・・・・・・・・アイゼンハワー大統領
ト大統領・・・・・・・・トルーマン大統領
マ元帥・・・・・・・・マッカーサー元帥
リ最高司令官・・リッジウェイ最高司令官
ポ政令・・・・・・・・ポツダム政令
安本・・・・・・・・経済安定本部

2. 法令年表（『通商産業政策史・法令年表（昭和 20 年 8 月～昭和 60 年 12 月）』の凡例から関係部分を記載）

- (1) 法令の公布年月日は当該法令が掲載された『官報』の日付によっている。
- (2) 施行年月日について、備考欄に「施行日の規定なし」とあるのは、当該法令の附則等にその規定がないものを指しており、それが制定上の不備によるのか、他の法令の附則等において定められているのかについては、不明である。
- (3) 原則として、原文のままとした。ただし、記載方法を横書きとしたため、数字は算用数字を用いた。また、漢字の字体は当用漢字字体表によっている。
- (4) 法令名は、原則として法令全書の本文に記載された題名または件名によったが、告示については、法令全書の目録（目次）に記載された件名を採用した。また、法令の改正については、一部改正の場合は〇〇法中改正、全部改正の場合は改正〇〇法のように表示した。なお、いわゆるポツダム勅（政、府、省）令、すなわち題名のはじめに『昭和 20 年勅令第 542 号号「ポツダム」宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク』とある法令は、『 』の部分省略し、備考欄にポツダム勅（政、府、省）令である旨を記した。また、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」は「独禁法」と略称した。

（別表）『通商産業政策史（第 I 期）』第 16 巻「統計・年表編」の主要参考文献

『官報』

『法令全書』

通商産業省編『通商産業省年報』

通商産業省編『商工政策史』

産業政策史研究所編『商工省・通商産業省、行政機構及び幹部職員の変遷』

衆議院・参議院編『議会制度百年史』

内閣制度百年史編纂委員会編『内閣制度百年史』

『朝日新聞』

『日本経済新聞』

『毎日新聞』

『読売新聞』

『日経産業新聞』

『日刊工業新聞』

朝日新聞社編『朝日経済百年史』

朝日新聞社発行『朝日年鑑』

時事通信社発行『時事年鑑』

共同通信社発行『世界年鑑』

日本関税協会発行『貿易年鑑』

岩波書店編『近代日本総合年表』

松尾弘・山岡喜久男編『戦後日本経済政策史年表』

東洋経済新報社発行『索引政治経済大年表』
毎日新聞社編『昭和史全記録』
有沢広巳・稲葉秀三編『資料・戦後二十年史』
河出書房新社発行『世界史年表』
石井良助監修『近代日本法律司法年表』
日本管理法令研究会編『日本管理法令研究』
通商産業省編『通商白書』
通商産業省編『経済協力の現状と問題点』
通商産業省「外資導入年鑑」編集委員会編『外資導入年鑑』
通商産業省編『鉱山保安年報』
経済企画庁編『経済白書』
経済企画庁編『世界経済白書』
経済企画庁編『現代日本経済の展開－経済企画庁30年史』
公正取引委員会事務局編『独占禁止政策三十年史』
『公正取引委員会年次報告』
日本経営史研究所編『経済団体連合会三十年史』
経済同友会発行『経済同友会三十年史』
日本貿易研究会編『戦後日本の貿易20年史』
日本貿易振興会発行『海外市場白書』
ジェトロ30年史編さん委員会編『輸出振興から国際協調へ－ジェトロの30年』
日本鉄鋼連盟編『戦後鉄鋼史』
日本鉄鋼連盟編『鉄鋼十年史』
渡辺徳二編『戦後日本化学工業史』
石油化学工業協会編『石油化学工業20年史』
産業機械工業三十年史編集委員会編『産業機械工業三十年史』
日本自動車工業会編『日本自動車産業史』
日本電子機械工業会編『電子工業30年史』
日本経営史研究所編・日本アイ・ビー・エム株式会社発行『情報処理産業年表』
日本電機工業会編『日本電機工業史』
日本紡績協会発行『戦後紡績史（正・続）』
日本化学繊維協会編『日本化学繊維産業史』
日本羊毛紡績会編『日本羊毛産業略史』
石油連盟編『戦後石油産業史』
筑豊石炭礦業史年表編纂委員会編『筑豊石炭礦業史年表』
戦後電気事業史編纂委員会編『戦後電気事業史』
原子力開発三十年史編集委員会編『原子力開発三十年史』

日本科学者会議編『科学技術政策史年表』

日本銀行金融研究所発行『日本金融年表』

日本銀行百年史編纂委員会編『日本銀行百年史・資料編』

日本開発銀行編『日本開発銀行二十五年史』

日本興業銀行年史編纂委員会編『日本興業銀行七十五年史』

日刊労働通信社編『年表・戦後労働運動史』

その他官庁史、社史、団体史